

# 給付金 申請書・振込依頼書

昭島市勤労市民共済会会長 殿

年 月 日

下記のとおり給付事由が発生しましたので、必要書類を添えて申請いたします。

会員番号		フリガナ	
事業所名		会員氏名	
事業主名		自宅住所	
		電話番号	

該当する事由の口欄に✓印をつけてください。

給付事由	給付事由の内容				
祝金	<input type="checkbox"/> 結婚	配偶者名	フリガナ	入籍日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 銀婚			配偶者生年月日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 珊瑚婚				
	<input type="checkbox"/> 金婚				
	<input type="checkbox"/> 出生	子の名前	フリガナ	子の生年月日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 小学校入学		男	入学年月日	年 4 月 1 日
	<input type="checkbox"/> 中学校入学		女		
<input type="checkbox"/> 20歳	生年月日	年 月 日			
<input type="checkbox"/> 還暦					
見舞金	<input type="checkbox"/> 傷病	休業期間	年 月 日 ~ 年 月 日	日間	
	<input type="checkbox"/> 障害	※見舞金及び本人死亡については全労済所定用紙記入有 印鑑ご持参ください（シャチハタ不可）			
	<input type="checkbox"/> 住宅災害				
弔慰金	<input type="checkbox"/> 会員死亡	死亡者氏名	男・女（4月1日の年齢 歳）		
	<input type="checkbox"/> 家族死亡	会員との続柄	本人・配偶者・子（死産 ヶ月）・父・母（実・養・義・継）		
	<input type="checkbox"/> 住宅災害による同居親族	死亡年月日	年 月 日		

振込金融機関		口座名義人	
銀行・信金・農協		フリガナ	
支店			
口座番号	普		<input type="checkbox"/> 会費振替口座

※ 毎月、月末までの申請分を翌月の15日にお支払いいたします。

※今回いただいた個人情報には当会の目的以外には使用いたしません。

※窓口の受付時間は、月曜日～金曜日（祝日は除く）までの9：00～17：00まで。

申請期限	給付事由が発生してから3年以内。※申請期限を過ぎた場合、支給できません。
注意事項	①添付書類については裏面をご参照の上、申請書とともにご提出ください。 ②見舞金・会員死亡の申請には全労済所定用紙記入が必要です。 ③全労済所定用紙記入する事由は印鑑をご持参ください。（シャチハタ不可） ④申請には給付申請1件につき申請書が1枚必要です。

下記は事務局記載欄のため 記入しないでください。

給付金額 円	データ入力 担当 局長 会長	受付印
-----------	-------------------------	-----

# 給付金申請に添付する書類

支払事由		添付書類	
祝	会員の結婚	(1)「変更届」 (2)「戸籍謄本」等、法律上の婚姻を確認できる書類 ※住民票では、入籍日が確認できません。	
	会員の銀婚（結婚25年）	(1)「戸籍謄本」等で夫婦の氏名と結婚届年月日を確認できる書類	
	会員の珊瑚婚（結婚35年）		
	会員の金婚（結婚50年）		
金	会員の子の出生	(1)「変更届」 (2) 医師または助産婦の発行する「証明書」「戸籍謄本」「健康保険証」等で子の出生が確認できる書類 ※「健康保険証」の写しでも可。	
	会員の子の小学校入学	(1) 学校長・学長の証明もしくは「入学通知書」「在学証明書」「生徒手帳」等の写で子の就学が確認できる書類 ※「健康保険証」の写しでも可。	
	会員の子の中学校入学		
	会員の成人	「健康保険証」「免許証」等で満20歳であることを証明できる書類	
会員の還暦	「健康保険証」「免許証」等で満60歳であることを証明できる書類		
傷病見舞金	休業14日以上 30日未満	(1)「傷病休業保険金請求書」（全労済協会所定用紙） (2)「診断書」または、病院等の「領収書」等で傷病が確認できる書類 (3)「出勤簿」（タイムカード）の写し等で休業期間が確認できる書類	
	休業30日以上 60日未満		
	休業60日以上 90日未満		
	休業90日以上 120日未満		
	休業120日以上		
重度障害・障害	交通事故による	(1)「後遺障害保険金請求書」（全労済協会所定用紙） (2)「慶弔共済事故発生報告書兼証明書」（全労済協会所定用紙） (3) 医師の「後遺障害診断書」 労災診断書・自賠責診断書・他保険・他共済所定診断書・写し可  ※交通事故の場合は、「交通事故証明書」（自動車安全運転センター） ※不慮の事故の場合は、「不慮の事故である証明書」	
	不慮の事故等による		
	疾病		
住宅災害見舞金	火災等	全焼・全壊	(1)「保険金請求書」（全労済協会所定用紙） (2) 修理業者による見積り（写し可） (3) 関係官署の「罹災証明書」
		半焼・半壊	
		一部焼・一部壊	
	自然災害	全壊・流失	※罹災証明書が取れない場合には、罹災の事実を客観的に証明する次のもの (1)隣人または、目撃者の証明 (2)加害者の証明 (3)その他、全労済協会が認めるもの
		半壊	
		床上浸水 一部壊	
死亡弔慰金	自殺・自然死（老衰）は対象外	交通事故	(1)「本人死亡・保険金請求書」（全労済協会所定用紙） (2)「死亡診断書」または、「死体検案書」の写し (3)「退会届」 (4)「戸籍謄本」給付金の受取人との関係が確認できる書類 (5) 承諾書（調査が必要な場合提出）  ※交通事故の場合は、「交通事故証明書」（自動車安全運転センター） ※不慮の事故の場合は、「不慮の事故である証明書」 ※給付金の受取人が複数の場合は、「委任状」「印鑑証明書」が必要
		不慮の事故	
	疾病	70歳以下の会員	※交通事故の場合は、「交通事故証明書」（自動車安全運転センター） ※不慮の事故の場合は、「不慮の事故である証明書」 ※給付金の受取人が複数の場合は、「委任状」「印鑑証明書」が必要
		71歳以上の会員	
	会員の配偶者	(1)「変更届」 (2)「死亡診断書」または、「死体検案書」の写し (3) 戸籍謄本 対象者との関係が確認できる書類	
会員の親	(1)「変更届」 (2)「保険金請求書兼証明書」 (3) 医師の「死亡診断書」または「死体検案書」 (4) その他、全労済協会が指定した書類		

※全労済所定用紙は事務局窓口でご用意しております。

※戸籍謄本は発行日より3ヶ月以内のものとなります。

※添付書類はお返しいたしませんので、必要な方はコピーをしてきてください。

給付事業は一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会と提携して行っている会員相互の給付制度であり保険制度ではありません。